

2018年5月31日以降のEU REACH登録ガイドンス

1. REACHの最終期限を過ぎた後に登録ドシエ（文書一式）を提出する場合について。

- 1) 2018年5月31日は、予備登録物質の最終提出期限です。この日以降、登録される全ての物質は、既存登録の有無にかかわらず、ECHAへの問い合わせ（Inquiry）の手順を経て登録されなければなりません。
- 2) 既存登録がある場合は、LoA (Letter of Access)を購入し既存登録に加わります。
- 3) 2018年5月31日以降、1物質あたり年間1トン以上をEUに輸入している企業はREACHの登録を完了するまで上市を中止するよう求められます。
- 4) 登録は、物質をEUに上市する量が年間999キログラムを超えた場合に求められます。この量は、登録が完了するまで、超えることはできません。
- 5) 登録ドシエが提出されると、ECHAは簡単な業務ルール上のチェックを行い、次の手順に進めるかどうかを判断します。このチェックに不合格の場合は、登録ドシエを提出し直なければなりません。
- 6) そのチェックに合格すると、ECHAは提出番号と提出日を割り当て、登録者に通知します。その後ECHAは登録者に請求書を送り、登録者が技術的および費用面の両方の遵守の審査を開始します。
- 7) 請求書の全額は迅速に支払われるべきです。支払い期限が過ぎても未支払いの場合、ECHAはもう一度支払い期限を設定します。しかしその支払い期限も過ぎた場合は、登録は却下されます。
- 8) ECHAは、提出日から3週間以内に、登録ドシエの完全性のチェックを行います。登録ドシエが不完全な場合、登録者は要求された通りに完全なものとし、設定された期限までにECHAに提出しなくてはなりません。完全性不適合の場合、登録は却下され、登録料は返金されないことを意味します。
- 9) 提出日から3週間以内にECHAから登録が不完全であることを示す連絡がない場合は、登録者は物質を上市できます。
- 10) 登録が完了すると、ECHAのREACH-ITシステムは、登録者に物質の登録番号および提出日と同日となる登録日を自動的に割り当てます。ECHAは登録者に登録番号と登録日を通知します。
- 11) 問い合わせのドシエを通じての登録は、物質の同一性分析を終えていると仮定して、ECHAの回答から通常4週～8週を要します。

株式会社 リプレ Safety Health Environment

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-5-3 <http://www.repre.net>
TEL 03-5643-2755 / FAX 03-5643-2756 customerservice@repre.net

2. REACH の最終期限 (2018 年 5 月 31 日) までに登録ドシ工提出済の予備登録物質について。

- 1) 上記と同様、ECHA は簡単な業務ルール上のチェックを行います。このチェックに不合格の場合は、登録ドシ工を提出し直なければなりません。
- 2) 提出が受理されると、提出日と番号が割り当てられます。
- 3) ECHA は技術的および費用面の遵守のチェックを行います。登録期限の 2 か月前までに提出された物質について、ECHA は登録期限から 3 か月以内にチェックを行います。請求書の支払いと更新の提出 (登録ドシ工が不完全の場合) に関しては上述のルールが適用されます。
- 4) 3 か月以内に ECHA から連絡がない場合は、登録者は引き続き物質を輸入し、上市することができます。登録者に登録番号と登録日が上記と同様に割り当てられます。

リプレは、各種試験・分析を含め、CEA (ケンブリッジ環境アセスメント部門) を OR とした REACH 各業務についてお客様を支援いたします。

下記フォームに内容をご入力の上、お問い合わせください。

<http://www.repre.net/j/contact/>